

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

平成 26 年度 第 7 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 7 日 (土) 10 : 05 ~ 11 : 55
2. 場 所 塚本千葉第五ビル 3 階 会議室
3. 出席者 会 長 染野  
副会長 相澤  
副会長 宮間  
事務局長 鈴木  
会員理事 岡本、小川、渋谷、浅見、神田、櫻井、吉田、大浦、出口  
会員外理事 永嶋  
監 事 伊達、山口  
相談役 五十嵐

欠 席 者 奥野、五月女、池亀、長谷川、田中、近藤

4. 議 題

- (1) 各委員会報告事項に対する質疑
- (2) 議事
  1. 総会の進行について
  2. 会計処理について
  3. 職員給与規定細則（規程第 10 号）の改正について
  4. その他

5. 議事録

○ 出席者及び資料の確認

- ・ 定刻を少し過ぎたが、平成 26 年第 7 回理事会を開催する。
- ・ 鈴木事務局長から、理事数 20 名に対して本日理事会出席者 13 名。遅れていらっしゃる方もいるが、過半数を超えている。定款 33 条により定足数に達しており、本理事会は有効で成立すると報告。
- ・ 配付資料の確認 第 7 回理事会次第

○ 会長挨拶

- ・ 年度末、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。本日理事会の後、臨時総会がある。このメンバーで初めての総会となる。よろしくお願いします。

定款 32 条に基づき、染野会長が議長を務める。

○ 議題 1 各委員会報告事項に対する質疑

・ 事務局より：

- 今回の理事会資料として事務局に届いたのは研修委員会とささえあい制度配分委員会のみ。資料がないなら、資料なし。当日各自で用意するなら、当日用意。出席票を提出するときに、各委員会の責任者は資料の有無について明確にすることを願います。

・ばあとなあ千葉より：

- 受任中の方が急死した。受任案件が2件あり、吉田・奥野両名に引き継いだ。今後もこのようなケースに対応できるようリスクマネジメント部会で案を出し、3月8日のばあとなあ全体会で承認を受けるようにする。
- 運営委員会に対して意見されていることについては収束に向かっている。
- このことは、会としても一つの事例として総括したい。ばあとなあには、対応について検討し、今後振り返りの材料としてほしい。
- 具体的などんな内容だったか分からない。
- 端的に言うと、ばあとなあ運営委員に対し、繰り返してメールや電話を受けた。内容はばあとなあ運営やコーディネートに対する意見なのだが、メールが200～300件ほどあった。

・研修委員会より：

- 来年度基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを開催する。研修会場が取れず当初考えていた日程から変更した期日もある

・ささえあい制度配分委員会より：

- 2月23日に配分委員会会議をおこなった。
- 委員会にて3件を承認したので、理事会でも承認いただいた上で予算の執行の流れとしたい。
- 3件の内訳について説明。

包括部会：県の認知症推進協議会の中に作業部会がある。専門職の研修体系を作る集まり。頻回に開かれるが、報酬はない中で参加している。包括部会で開催した研修に反映している。

災害対策委員会：福島県に大震災後も会が支援に入っている。支援もいろいろ変遷している。現在は、原発の関係で避難地域にあった『東洋厚生園』知的障害者の施設に入所している方々の支援。鴨川市に避難したり、いわき市の施設に移ったり、仮の施設を転々としている状況。夏前には田村市に定住をすることが決まった。収束後ボランティアが少なくなり、入居者たちが、寂しがっているということなので、夏と冬、夏祭りとクリスマス会に合わせ、有志のメンバーでかき氷をふるまい、クリスマス会でプレゼントを配って参加した。会員外の人もいるが、対象としては会員2名、延べ5日間。1日交通費の補助として5千円。（会の災害ガイドラインにより、三団体の会員に対しては活動費として5千円補助できる規定がある）、それに則った。

ばあとなあ千葉：10か月で被後見人が死亡。後見事務が終了し、報酬付与が18万円と審判されたが、実際には報酬受領できなかったケースについて申請した。月1万円で10か月だと10万円だが、審判額に満たないものであり、内容を鑑みて、12万円とした。

- ささえあい制度については、決定した内容を理事会で承認することによろしいか。
- 配分の決定に対して質問は
  - ◇ 包括部会の配分は3千円で妥当か
  - 作業部会は6回あって、うち、3回は県から支給された。残り3回分の交通費であ

- る。
- 各委員会で日当とか交通費の支給金額がバラバラのような気がするので、意見交換・検討したいと思っている。
  - この配分支給決定について理事会の承認を求め→承認
- ささえあい制度の今後についてだが、後見の報酬について、お金のない人に対して、市町村から出してもらう方法とか取組はないのだろうか
  - ばあとなあとしての対応は現在やっぴなく、個別に市に要望している。ただ市町村の考え方も変わってきているため、今後のばあとなあの課題であると考えている。
  - 低報酬・無報酬案件について後見補助をひとつひとつ丁寧に組み上げていくことが必要なのでは。
  - 市長申立てでないと出せないところも多い。地域包括がかかわりや家族の協力を得て対応するケースも増えている。市によって対応は様々である。
  - 後見扶助の請求の前に出来ることとして、課題を整理をし、市や行政に要望し、情報を伝えたらどうか。裁判所へも取り組んでほしい。
  - 職能団体で支援しているが、本来は県や自治体が行うことで、それについて会から意見を伝える・求めていくことが必要と思われる。

## ○議題2 議事 ①総会の進行について

事務局より：

- 13:00受付開始、13:30開会。議長席は前にある。通常は理事席その前に並べるが、これまでは前に3列、並べそのあとに代議員、更にそのあとに傍聴人席を設けていた。代議員と傍聴人が議長席を向くのは当然だが、議決権は代議員にしかない。代議員と傍聴席は分ける。理事が同じ方向を向いて議長席に向くのはおかしいので、理事席を脇に並べて作るようにしたい。
- 役割として、総合司会は相澤副会長、書記は宮間副会長、署名人は代議員から2名選出、受付は事務局、会場マイク担当は浅見、会場集計は神田、岡本、浅見にご協力いただきたい。
- 司会進行に従って、会長挨拶、議長選出、定数確認、開催宣言、議事録署名人選出、第1号議案は第2次補正予算を事務局で説明、第2号議案は、事業計画について各担当理事からポイントを押さえた説明を。目安として1人3分以内で。担当にお願いする前に、総括的な説明は事務局で行う。第3号議案は、予算案について。第4号議案定款の変更については事務局から説明、内容的には会長・議事録の部分の変更。現在だと、出席した理事全員が署名しなければいけないことになっているが、代表理事つまり会長に議事録の確認をしてもらうように変更したいという説明をする。議案ごとに質問を受け付ける。予算・事業計画については各委員会・各担当にお願いすることもある。議事は終了する。
- 定款変更案の改正の日付が3月1日になっている。日付についてだが、3月7日が正しい。会員さんより指摘もあり、ささえあい制度のご案内の手紙のなかにお詫びとご報告で日付の正誤を伝えた。
- ばあとなあ千葉について意見公募に対し意見がきているので、回答を読み上げる。ば

あとなあについての意見。内容については、運営・体制を考えてほしい。会員からの意見を言いやすい体制・情報公開に取り組んでいく姿勢をばあとなあだけでなく、会全体に対する意見・問題提議として受け、今後の状況の改善に取り組んでいきたいと回答する。

- 24頁の定款変更の箇所だが、最後に代表理事が記名押印するとあるが、代表理事とは、会長のこと？当日会長が欠席しても署名は会長？
- 規程からするといわゆる作成者と確認者を分けて、最後の決裁を全員ですか代表理事がするかを絞った形が今回の改正。代表理事が出られない、欠席しても会長が署名するのかということですか？
- 会長が理事会の議案というか、議事内容について把握することが担保されなければいけないということがあるので、ここでいう代表理事は会長と読む。
- 欠席しても会長が議事録に署名することになるのか？
- 基本的にこの書き方からすると最後に代表理事がその議事録の決裁しなければならない意味合いに変更になる。法務局に書類を提出する場合、制度的な届出として、総会とか登記の場合は理事全員の捺印が必要な時もある。
- 議事録は議事が行われたことを記録として残したもので証明したものだと思う。署名以前に議事録自体が正しいものかどうか、議事がなされたかどうかを見るべきで、その議事が正しいかどうか欠席した人にわかるのだろうか？代表理事でなく議長とした方がよいのではないか。
- 議長はいないという前提はないから。
- 議事録署名は議長が必ず確認して議長がしたほうがいい。今日が総会なので今さらになってしまうが。
- この解釈をどうするか。今日の総会の資料なのでどうしても後付になるが、どう解釈するのが正しいかということを確認する。
- 議事録署名はそこに出た人が内容に間違いがないということで署名する。総会の28条にもある。
- 28条は県の指導があったもの。総会に関しては出席した理事の押印が必要だが、理事会に関してはもう少し頻回に行われるものでして。事務手続き上ということ。
- 会長とか監事のお二人が欠席のときとかあったりした場合に、それにも対応できる書き方、その辺を含めて今日の総会で諮っていただければいいのでは。
- 解釈としてでなく、文面として？
- 今日の総会で、今出た意見を含めて、意味づけと変更する背景の説明が必要
- 本来ならば議事録を整える時、すべての議事録に出席した理事の記名・押印が必要だった。今までの定款だとそうなる。皆さんに郵送して回すとなると事務的にも大変なので、それを代表理事による承認に変更したいのがそもそもの理由。
- 代表理事は会長？
- 代表理事はこの理事会に出席した理事の代表という解釈になる。
- 第12条第3項に、会長イコール代表理事とあるのは法人上規定されている。
- 今日の総会で、この議案を執行部として取り下げて、改めて提出する、ということも考えてもいいのではないか。
- この議案を取り下げることは事実上できない。最初の理由はこの執行部になった時、

全議事録が公開されていないことを何とかしなければいけないという考えがスタートだった。今は公開されている。どのように運用するか段階になっている。まずはきちんと公開される状態にした。出席者と確認者を同じにする。印刷され案として提出しているの、解釈を説明し語る。

- 案として提出しているの、総会の中で代議員からの意見を伺い、決定を。
- 解釈を「代表理事」とここに記載しているのを、税法上の代表理事は会長であるが、出席者と確認者を同一にすることを優先的に考え、理事会に出席したものの代表を含むということではどうか。
- 議事録署名人についての規程が定款にはない。定款23頁第28条総会の議長についての記述はあるが、第2項に議事録署名人の規程が無かったので、将来的にまた変更の検討をお願いしたい。
- 議事録署名人については法人登記の規程に合わせている。現在の会の総会にあっていない可能性がある。
- 代表理事の範囲を広げることは出来ない。
- 24頁35条-2今後のことだが、案として議長が出席理事の中から署名人に指名する扱いにしたらいいのでは？ 欠席した人 署名人の整合性が確保できる。
- 議長が出席した理事の中から指名する。
- もう一度総会にかける必要がある。
- 理事会で案を出す、今日はこのままで、説明する。
- 案を出している。今回代議員45名中27名出席。ここを変えていくとなるともう一度案を出さなければいけないが、「代表理事」に関しては「議長」を含んだうえで、審議してもらうか、これは案なので文言を追加して決議するかというところ。
- 14頁定款の変更について 県からの公益法人 整合性の確認を得ている。
- 違和感がある。ここだけ「代表理事」他は「会長」、県の指導？
- 今回取り下げたら。
- すぐに困るものでない。
- 代議員からの質問にしどろもどろになるなら整理して再提案したら。
- 今回理事会をやって、次に理事会をするとき、前に出た人に署名してもらうことは可能。署名したら確認済みとすればいい。直筆がすぐに必要でないならば、署名人が確認済みとしておけばいいことなので取り下げなくていいのでは。
- 提出した議案を取り下げるとどうなるか。出席27名、書面票決で14名、欠席の方に関しては全て承認になっている。出席した人が取り下げを承認いただけるなら過半数の承認がいただけるのかなあと。定款変更は2/3以上必要ですね。
- 提出して説明し代議員が賛成するか否か。もし質問があれば、説明する。
- 取って出してみる。通る前提でなく、無理やり通さない。その場で意見があれば伺い決議してもらおう。否決になる可能性もあるが。最初から取り下げのおかしい。今いただいた意見も説明する。解釈のところ無理があることを前提に、解釈を付け加える。案と意見と方法をいただいたので本日の総会に出します。
- 次回以降の総会の時に、いただいた意見をまとめて提出し審議する。時間があるので監事からのご指摘をまとめることが出来る

- 本日は27年度に向けた未来の総会だが、6月に事業報告・予算の決算総会がある。いままでは、予算については事務局と会計事務所で一任ということでやっていた。現在は、奥野副会長が中心に手を入れているが、もう少し理事が関わっていただかなければならない。27年度については予算立てとヒアリングをしている。執行については事務局任せだったが、今後はしっかり担当理事の皆様で各事業の研修・講座ごとに収入と支出、謝金・交通費を含め把握してほしい。印刷費や送料は分からないかもしれないが、全体支出収入を各担当理事は把握して27年度を手配していただきたい。予算を立てる時、昨年と同じように作ると思うが実績と違っている可能性があるため、根拠となる実績を把握するように。今年度の会計処理については、3月末までぎりぎりやっていることも多いだろうが、経費について4月10日ごろまでには全て請求のこと。
- 1つの事業が終わったら会計担当が総括表を作るようにする。参加人数・謝金・交通費その都度締めることでクリアできるのではないかな。溜めてしまうと後でやるのが大変なので、ひとつひとつ締めて行っていただければ。
- 予算案に事務所拠出金の項目があるが、それは10%を最低限確保して事業計画を作してほしいということ。例えば研修会費で40万の予算ならば、10%で4万円が事務所拠出金、25万円出金すると残りは11万円となるが、残金が出るので、使い切ってしまうというのではなく、残りは会のお金とする。そこから点と線の発行や、我々の交通費が拠出できることをご理解願います。

#### ○議題2 議事 ③職員給与規程細則（規程第10号）の改正について

- 9頁別表2 原付・車での通勤手当が決まっていたが、内閣府が出している所得税法施行令で課税対象にならないよう金額を改正し非課税になるようにした。かつ、原付と車を分けず一緒にしている。こちらにしないと、課税されてしまうということで改正した。今の事務局には該当する人はいない。
- 改正に反対の方はいますか → 承認

#### ○議題2 議事 ④その他

- 会のオープン化について提案をいただいた。
- 1月18日に三役会を開いた。この体制で半年過ぎたが、まだ手も足も出ない状態。ご提案をいただきしなければならぬと思っている。代議員の名簿の公開も課題として残っている。会員名簿が山として大きい。戴いた4項目を前に進めたいので、WG、作業部会を立ち上げるので、協力してほしい。公募してもいい。→賛成
- 総会への意見公募に対して、コメントをいただいた方の意見は事業計画の中で話す。活動の透明化・情報公開の中で触れる。
- 総会にいらした人、WEBにも出す。
- 本人に直接回答はしない。ご意見に関しては取りまとめ回答するというを出している。
- 事務局連絡：12月に前職が退職した後、2月1日から補充したが、その方は社会福祉士であった。内容は会計のことが多く、また、業務が非常に忙しい中お申し出があ

り、3月6日付けで退職した。3月末にはパートさん1名が退職することを報告する。パートについては応募が来ている。非常勤の方は、今回は社会福祉士の資格を問わず募集している。委員会活動で事務局に頼っているところが多かったので事情をご賢察いただきご協力いただきたい。

○閉会 11：55